



福岡医発第1736号(地)

平成30年9月13日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

高齢者における結核発病患者の早期発見対策について

今般、標記の件について、厚生労働省より福岡県保健医療介護部並びに日本医師会を通じて別添のとおり周知方依頼がありました。

本件は、平成28年結核新規登録患者の約7割が60歳以上の高齢者であり特に80歳以上は新規登録患者の約4割を占め、罹患率は60を超えている状況にあることから、感染症法第53条の2に基づき各自治体の長が65歳以上の住民に実施する結核の定期健康診断（以下、結核健診）について、80歳以上の者に特に重点を置いて実施することとし、個別勧奨の実施や健診受診機会の拡大を求めるものです。

本会に対しては、自治体が結核健診を個別医療機関に委託して実施することを検討する場合、その実施に向けて積極的に協力すること、また、結核健診の対象者が結核以外の疾患等で個別健診実施医療機関を受診した際、その医療機関において積極的に結核健診の受診勧奨するよう周知を求めています。

自治体が個別医療機関に結核健診を委託する場合の具体的な依頼内容は、①自治体と地域医師会が業務委託契約を締結、②地域医師会において個別健診実施医療機関を募集、③個別健診実施医療機関にて健診を実施、④地域医師会より自治体へ検診結果の報告であります。

なお、本県においては、現在郡市医師会と結核健診の業務委託契約を締結している自治体を除いて、その他の自治体は未定とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知並びに協力方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之

会長 島田昇二郎

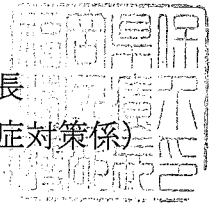
30 疾病第1749号

平成30年8月13日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)



高齢者における結核発病患者の早期発見対策について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対し、周知していただきますようお願いいたします。

なお、4保健所設置市を除く各市町村には、当課から通知しておりますので申し添えます。

—問合せ先—

保健医療介護部がん感染症疾病対策課

感染症対策係 諫山

TEL 092-643-3268 FAX 092-643-3331

日医発第149号（健Ⅱ42）
平成30年5月1日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義武

高齢者における結核発病患者の早期発見対策について

結核については、新規登録患者の約7割が60歳以上、特に80歳以上は約4割を占め、罹患率は60を超えている状況であることから、標記について厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長宛別添の通知がなされ、本会に対して協力方依頼がありました。

本件は、感染症法第53条の2に基づき各自治体の長が65歳以上の住民に実施する結核の定期健康診断（以下、結核健診）について、80歳以上の者に特に重点を置いて実施することとして、都道府県等に対して個別勧奨の実施や健診受診機会の拡大を求めるものであります。

本会に対しては、自治体が結核健診を個別医療機関に委託して実施することを検討する場合、その実施に向けて積極的に協力すること、また、結核健診の対象者が、結核以外の疾患等で個別健診実施医療機関を受診した際、その医療機関において積極的に結核健診の受診勧奨することを求めています。

自治体が個別医療機関に結核健診を委託する場合の具体的な依頼内容は、①自治体と地域医師会が業務委託契約を締結、②地域医師会において個別健診実施医療機関を募集、③個別健診実施医療機関にて健診を実施、④地域医師会より自治体への健診結果の報告であります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、都道府県行政から協力依頼があった場合にはご協力いただきますようお願い申し上げます。また、市区町村から当該郡市区医師会に要請があった際においても、同様にご協力いただきますよう、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

高齢者における結核発病患者の早期発見対策について(依頼)

日頃より、結核対策の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、我が国の結核は、患者数及び人口 10 万人あたりの罹患率ともに年々減少しており、平成 28 年の新登録患者数は 17,625 人、罹患率は 13.9 と過去最低となっています。

しかしながら近年、結核がかつて国民病であった時代に罹患した方が、潜伏期間を経て、高齢化による免疫力の低下に伴い発症するケースが多くみられ、平成 28 年結核新規登録患者の約 7 割が 60 歳以上の高齢者となっています。特に、80 歳以上は新規登録患者の約 4 割を占め、罹患率は 60 を超えている状況です。

こういった状況から、第 9 回厚生科学審議会結核部会（平成 30 年 2 月 26 日開催）において、80 歳以上の高齢者に対し対策を強化していくことが決定され、別添（写）のとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長あて通知したところですので、特に下記の内容を十分御了知いただくとともに、貴会会員への周知等、特段の御協力をお願いいたします。

記

1 個別健診の推進

市町村・特別区（以下「各自治体」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 2 に基づき、各自治体の長が実施する定期健康診断を個別医療機関に委託して実施する（以下「個別健診」という。）ことを検討する場合、その実施に向けて積極的に協力いただくようお願い申し上げます。

2 個別健診実施医療機関による受診勧奨

定期健康診断の対象者が、結核以外の疾患等で個別健診実施医療機関を受診した際、その医療機関において積極的に定期健康診断の受診勧奨をするよう、貴会会員への周知をお願い申し上げます。

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

高齢者における結核発病患者の早期発見対策について

我が国の結核は、患者数及び罹患率（人口 10 万人あたりの新規発病患者数）ともに年々減少しており、平成 28 年の新登録患者数は 17,625 人、罹患率は 13.9 と過去最低となっています。

しかしながら近年、結核がかつて国民病であった時代に罹患した方が、潜伏期間を経て、高齢化による免疫力の低下に伴い発症するケースが多くみられ、平成 28 年結核新規登録患者の約 7 割が 60 歳以上の高齢者です。特に、80 歳以上では新規登録患者の約 4 割を占め、罹患率は 60 を超えている状況です。

厚生労働省は、2020 年までに罹患率を 10 以下とすることを目指していますが、結核の感染拡大を防止し、罹患率を低下させるためには、高齢者における結核発病患者の早期発見の方策を効率的・効果的に進め、対策を一層加速させる必要があります。

今般、80 歳以上の者に重点を置き、高齢者の結核早期発見を強化していくことが、第 9 回厚生科学審議会結核部会（平成 30 年 2 月 26 日開催）において決定されたことから、下記を参酌の上、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 2 に基づき市町村長が 65 歳以上の住民に実施する定期の健康診断（以下「定期健康診断」という。）について、80 歳以上の者に特に重点を置いて実施し、結核患者の早期発見を図るよう、貴管下市町村及び関係機関に対し周知徹底いただくよう、お願いいたします（本対策の実施・計画状況については、平成 30 年 10 月を目途に調査を実施する予定です。）。

なお、定期健康診断の費用はすでに地方交付税措置されていますが、結核対策特別促進事業において 80 歳以上の高齢者に対する健診受診強化等患者早期発見のための事業は対象となるので、同事業の活用についても検討してください。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な

助言とします。

また、本件については、公益社団法人日本医師会にも別添のとおり周知していることを申し添えます。

記

1 個別勧奨の実施

80 歳以上の定期健康診断対象者に対し、受診案内を送付する等、個別の勧奨を実施してください。なお、結核対策特別促進事業においては、定期健康診断対象者へ個別勧奨するための郵便費用は補助対象経費から除きます。

また、結核担当部署単独での勧奨実施を求めるものではなく、他制度・他部署と連携し、郵送代金等追加費用がかからない方法等工夫をお願いします。

（例）後期高齢者医療保険証更新の対象住民への個別送付に同封

※あくまでも参考例であり、各地の状況に応じて実施してください。

2 受診機会の拡大

（1）個別健診の推進

定期健康診断の個別医療機関への委託（以下「個別健診」という。）を推進し、定期健康診断対象者の受診機会の拡大や受診状況（特に 80 歳以上）の把握に努めてください。

個別健診の実施に当たっては、①地域医師会と業務委託契約を締結（※）、②地域医師会において個別健診実施医療機関を募集、③個別健診実施医療機関にて定期健康診断を実施、④地域医師会より健診結果報告を受ける、という流れが基本となります。

（※）地域医師会との契約に当たっては、別紙「契約書等参考例」を参考にしてください。

（2）個別健診実施医療機関による受診勧奨

定期健康診断の対象者が、結核以外の疾患等で個別健診実施医療機関を受診した際、その医療機関において積極的に定期健康診断の受診勧奨をするよう、管内個別健診実施医療機関へ依頼してください。

3 受診率向上に向けた啓発や受診勧奨時において伝えるべき要点

定期健康診断受診率向上策の実施に当たっては、以下の点を踏まえてください。

- ・ 結核健診は個人の健康のためだけではなく、早期発見によって家族や社会への感染を防ぐまん延を防止するという観点から特に重要であること。
- ・ 高齢者が結核発病の高リスク層であること。とくに 80 歳以上の高齢者の罹患率は全年齢層平均の約 5 倍であるということ。
- ・ 高齢者では自覚症状の訴えが乏しいことや非典型的であることから、結核発病時に発見が遅れやすいこと。

あくまでも参考例ですので、実際に契約書等を作成する際は、各自治体で従前から使用している雛形の使用や、契約当事者双方の協議等により、内容を調整してください。

契約書

A市（以下「甲」という。）とA市医師会（以下「乙」という。）は、甲が実施する第1条に定める業務（以下「委託業務」という。）に関して、次の契約を締結する。

この場合において、乙は第1条第1号については乙の会員である医師及び医療機関のうち、委託業務を受諾した者（以下「丙」という。）の代理人として、契約を締結するものとする。

（委託業務）

第1条 この契約に規定する委託業務は次のとおりとする。

- （1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2に基づく定期の健康診断（以下「結核健診」という。）
- （2）結核健診精度管理及び二重読影に係る事務

（委託業務の実施）

第2条 甲は委託業務の協力要請を乙を経由して丙に行うものとする。

- 2 丙は、前項の協力要請を受諾した場合は、乙を経由して甲にその旨を報告し、甲は丙を委託業務の協力医療機関とする。
- 3 丙は、委託業務については、甲が定める受診票によりそれぞれ実施するものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（委託料）

第4条 甲が乙に支払う、委託業務に係る委託料の単価は、別表1のとおりとする。

（報告）

第5条 乙は、丙が実施した委託業務について、別表2に定める方法に従い実施報告書等を提出し、甲に報告するものとする。

（検査）

第6条 甲は、前条に定める報告を受領した後、速やかに検査を行い、報告のあった翌月〇日までに乙に結果を通知するものとする。

(請求)

第7条 乙は、第1条第1号に定める委託業務の委託料の請求については、甲の検査結果の通知を受けた月の○日までに甲に請求するものとする。

2 乙は、第1条第2号の委託業務の委託料については、各半期終了後の翌々月○月までに甲に請求するものとする。

(支払)

第8条 甲は、前条の請求があったときは、その内容を精査し、請求が適正と認めたときは、請求書を受理した日から起算して○日以内に、乙に委託料を支払うものとする。

(〇〇)

第9条 ~~~~~

・
・
・

※契約内容の変更／契約の解除等／損害賠償／談合等の不正行為に係る解除／個人情報の保護 等の規定を適宜追加ください。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 (所在地)
(名称)
(代表者名)

乙 (所在地)
(名称)
(代表者名)

別表 1

検査内容	委 託 単 価
胸部X線撮影 喀痰検査	【結核健診】
	胸部X線撮影のみ実施の場合
	自己負担金徴収者を実施した場合 1件につき _____円
	自己負担金免除者を実施した場合 1件につき _____円
	胸部X線撮影及び喀痰検査を実施の場合
	自己負担金徴収者を実施した場合 1件につき _____円
	自己負担金免除者を実施した場合 1件につき _____円
	【結核健診精度管理】
	1回につき _____円
	【二重読影に係る事務】
	_____円

別表 2

提出回数	実施期間	各実施医療機関から〇〇市医師会への提出期限				〇〇市医師会から〇〇市への提出			
		提出期限	提出方法	提出物	各実施医療機関の提出場所	提出期限	提出方法	提出場所	提出物
第 1 回提出	〇月〇日～〇月〇日	〇月〇日	左記の期限までに直接〇〇市医師会に提出する。	・実績報告書 ・請求書 ・受診券	〇〇市医師会	〇月〇日	左記の期限までに直接提出する。	〇〇市〇課	・実績報告書 ・請求書 ・受診券
第 2 回提出	〇月〇日～〇月〇日	〇月〇日				〇月〇日			
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・				・ ・ ・			